

<報道発表資料>

令和8年10月30日

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

## 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表

京都市では、市民や観光旅行者等の皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、平成27年4月から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

この度、京都市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、繰り返し「客引き行為等禁止区域（以下、「禁止区域」という。）」において客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第11条の規定による命令に違反した者について、条例第18条の規定により、公表します。

また、条例第11条の規定による命令に違反した者は、条例第21条第1号の規定により、過料に処される対象となります。

### 1 與儀 奏太

#### (1) 住所

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見1丁目

#### (2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひといき」

〒604-8015 京都市中京区鍋屋町215

SAKIZO木屋町215ビル4階

#### (3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

#### (4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年9月5日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年9月29日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和8年5月1日午後8時54分頃、京都市中京区木屋町通十軒町橋上る西側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

#### (5) 指導等の経過

上記の者は、令和7年1月8日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年3月11日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

2 かじやま はやて  
梶山 颯

(1) 住所

〒607-8352 京都市山科区西野岸ノ下町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

〒604-8032 京都市中京区山崎町2 3 6 - 2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和8年2月25日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年3月5日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年6月11日午後5時59分頃、京都市中京区木屋町通六角下る東側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和7年4月10日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年5月28日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

3 さとい あらた  
里井 新汰

(1) 住所

〒606-8385 京都市左京区川端通二条下る孫橋町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

〒604-8032 京都市中京区山崎町2 3 6 - 2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和8年5月7日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年6月12日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年6月23日午後8時40分頃、京都市中京区木屋町通三条下る西側歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和8年4月18日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年4月25日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

4 株式会社レイズ（代表取締役 よしかわ だいき 吉川 大輝）

(1) 主たる事務所の所在地

〒453-0014 名古屋市中村区則武一丁目7番13号 T's Dream 403号

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

〒600-8211 京都市下京区真苧屋町218

G a r n e t S t a r t i n g B l d g 3 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和8年6月4日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年6月18日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年6月24日午後6時00分頃、京都市下京区東塩小路町塩小路通不明門東入北側歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和8年5月28日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

5 こたけ とうこ 小竹 桃瑚

(1) 住所

〒607-8080 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

〒600-8211 京都市下京区真苧屋町218

G a r n e t S t a r t i n g B l d g 3 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年10月9日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年10月27日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和8年7月11日午後8時09分頃、京都市下京区烏丸通木津屋橋下る東側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和7年5月29日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第

1 項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年 7 月 1 1 日に同条第 2 項の規定による勧告を受けていた。

6 株式会社 *I n f e c t i o n* (代表取締役 にしはら かつひろ 西原 甲浩)

(1) 主たる事務所の所在地

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南三丁目 1 2 番 1 6 号ルポゼ名駅南 7 0 2

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひといき」

〒604-8015 京都市中京区鍋屋町 2 1 5

S A K I Z O 木屋町 2 1 5 ビル 4 階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和 8 年 6 月 5 日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年 7 月 1 6 日付けで条例第 1 1 条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年 8 月 1 日午後 8 時 4 2 分頃、京都市中京区木屋町通紙屋橋東側歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和 8 年 5 月 1 日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第 1 0 条第 1 項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年 5 月 1 9 日に同条第 2 項の規定による勧告を受けていた。

7 株式会社レイズ (代表取締役 よしかわ だいき 吉川 大輝)

(1) 主たる事務所の所在地

〒453-0014 名古屋市中村区則武一丁目 7 番 1 3 号 T's D r e a m 4 0 3 号

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

〒600-8211 京都市下京区真苧屋町 2 1 8

G a r n e t S t a r t i n g B l d g 3 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和 8 年 7 月 2 1 日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年 7 月 2 4 日付けで条例第 1 1 条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年 8 月 1 2 日午後 5 時 4 7 分頃、京都市下京区不明門通木津屋橋上る路上におい

て、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和8年7月8日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年7月11日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

8 <sup>きのした</sup> <sup>うみ</sup>  
木下 海

(1) 住所

〒607-8466 京都市山科区上花山桜谷

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとくち」

〒600-8001 京都市下京区西木屋町通四条上る真町97 イマージウムビル5階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和8年4月14日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年5月1日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和8年9月2日午後6時20分頃、京都市中京区木屋町通南大黒橋下る東側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和8年3月17日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年4月2日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

9 <sup>てらうち</sup> <sup>まさき</sup>  
寺内 真咲

(1) 住所

〒612-0806 京都市伏見区深草開土町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

〒600-8211 京都市下京区真苧屋町218

G a r n e t   S t a r t i n g   B l d g   3 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和8年8月22日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年

9月2日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和8年9月15日午後8時43分頃、京都市下京区東塩小路町不明門通木津屋橋交差点において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和8年4月17日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年8月12日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

10 株式会社レイズ（代表取締役 <sup>よしかわ</sup> 吉川 <sup>だいき</sup> 大輝）

(1) 主たる事務所の所在地

〒453-0014 名古屋市中村区則武一丁目7番13号T's Dream403号

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

〒600-8211 京都市下京区真苧屋町218

G a r n e t S t a r t i n g B l d g 3 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和8年9月2日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年9月8日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年9月15日午後8時43分頃、京都市下京区東塩小路町不明門通木津屋橋交差点において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和8年8月22日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年9月2日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

<参 考>

京都市では、平成27年4月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、禁止区域に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っています。

なお、令和2年4月1日からは、公表範囲の拡大や両罰規定の新設等、取組の強化を図った改正条例を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

(参考) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例 (抄)

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行かせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(公表等)

第18条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日(第21条において「経過日」という。)以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 次の店舗等の名称及び所在地

ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 経過日以後に第11条の規定による命令に違反した者

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

電話：075-222-3193